

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認香川地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	3 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から平成元年3月までの国民年金保険料及び付加保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年6月から平成元年3月まで

国民年金保険料納付記録を照会した結果、申立期間について国民年金保険料の納付事実が確認できないとの回答を受けたが納得できない。

20歳になる前から昭和62年3月まで、私自身はA市の自宅から修業のためB市の理容店に通勤し、同年4月からは、母と一緒にA市で理容店を営むようになった。20歳になった時、母の国民年金保険料を収集していたC氏に私も国民年金に加入するよう勧められ、C氏を通じて母が加入手続きを行った。同年3月までは、私の代わりに母が保険料を納付してくれており、同年4月からは、店に来てくれる集金人に私と母が各々の保険料を納付した。私がA市の店に帰ってきた時の集金人はD氏であり、納付方法を口座振替に変えるまでは、D氏を通じて保険料を納付していた。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間を除き、現在に至るまですべての期間の国民年金保険料について、付加保険料を含めて納付しており、申立人の母親も、昭和36年4月の国民年金制度発足当初から60歳になるまで、国民年金保険料をおおむね納付していることから、申立人及びその母親の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年4月ころに払い出されていることが確認でき、市町村名簿及び年金手帳によると、同年4月21日に付加年金加入申出がなされていることから、少なくとも同年4月以降の期間については、現年度納付が可能である上、申立人自身が保険料を納付した時期の集金人として記憶しているD氏は、「国民年金保険料の集金

については、市役所から交付された集金対象者の名簿に従い集金していたが、申立人からも国民年金保険料を集金したことは覚えている。私が担当していた時期に、申立人ではない男性が、一人だけ保険料を納付しなかったが、この男性以外の集金対象者の名簿に載っている人は、すべて保険料を納付していた。その男性を集金対象者から外してもらったことがあったので記憶に残っている。」と供述しているところ、申立人の母親は、集金人を通じて加入手続をしたとしており、当初納付していたとする母親も集金人を通じて保険料を納付していたことを踏まえると、申立人の手帳記号番号が払い出された同年4月以降の期間については、申立人の氏名も、集金対象者の名簿に掲載されていたと推認でき、申立人及びその母親の納付意識の高さからみて、同年4月から平成元年3月までの保険料及び付加保険料については、納付していたものと考えられる。

- 2 一方、申立期間のうち、昭和57年6月から59年3月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出しの状況から、一括で保険料の納付が必要な期間であるところ、申立人及びその母親が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、加入手続を行った時期に申立人の保険料を納付していたとする母親の一括納付の記憶は曖昧である上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。
- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和59年4月から平成元年3月までの付加保険料を含む国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は昭和20年9月19日であると認められることから、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、1万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月1日から同年9月19日まで

社会保険事務所(当時)でA社での在籍期間について、厚生年金保険の加入記録の照会を行ったところ、申立期間について、加入している事実が無い旨の回答をもらったが納得できない。

私は、昭和19年4月にA社へ入社し、同社のB製作所の工場にて旋盤工として飛行機の部品を作っていた。20年4月以降もそれまでと同じ仕事をしており、同年7月*日の空襲により同工場が焼失してからは焼け跡の整理に従事し、終戦を経て同年9月ごろまでは勤務していた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社B製作所において、少なくとも昭和20年9月ごろまでは継続して勤務していた。」と主張しているところ、オンライン記録では同年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したとされている。

しかしながら、申立期間におけるA社の複数の同僚が、「申立人は昭和20年4月1日以降も同社B製作所の旋盤を使う部署で勤務していた。同年7月*日の空襲後は、多くの従業員が工場の焼け跡の整理業務に従事しており、また、同社B製作所は軍需工場であり従業員の意志により退社できる自由もなかったので、申立人も終戦後まで当該業務に従事していたはずである。」旨の供述をしている上、当該同僚の「同年8月15日の玉音放送を、A社B製作所の焼け跡で整理作業をしている際に聴き、終戦を知った。しかし、終戦後も同年9月ごろに最後の給与をもらうまでは、焼け跡の整理業務を行って

いた。」旨の供述も、申立人の同社における勤務状況についての主張と一致していることから、申立人が、申立期間において同社で継続して勤務していたことが認められる。

また、前述の同僚のうちの一人を含む複数の同僚は、「終戦後、昭和20年9月ごろに事業所閉鎖の知らせとともに最後の給与支給があり、その際に厚生年金保険被保険者証をもらった。」等、申立期間においても当該給与からの保険料控除があったことをうかがわせる供述をしている上、当該同僚のA社におけるオンライン記録上の厚生年金保険被保険者資格喪失日は、同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった日である同年9月19日と記録されている。

これらのことを総合的に判断すると、申立人は申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと推認できる。

一方、現存するA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人及び申立人と同期入社した同僚を含む多数の者の資格喪失日の記載が無い上、申立人及び複数の同僚に係る厚生年金保険被保険者台帳には、同社の名称変更前の事業所名が記載された被保険者記録の記載があるものの、同台帳上に、同名簿に記載のある昭和19年12月の改定における標準報酬月額記録が無いこと、一部の同僚に係る同社での被保険者期間に係る同台帳が無いこと、及び申立人より1年早く入社した同僚に係る同台帳上の資格取得日が同名簿上の資格取得日と相違しており資格喪失日の記載が無く、同台帳上に「20年8月1日焼失、32年6月1日認定」の記載があることなどから判断すると、同名簿及び同台帳は、従前のものが焼失等したことにより復元されたものであると推認できるが、完全に復元されているとは考え難く、同台帳上の資格喪失日である20年4月1日を基に記録されたとみられる申立人のA社に係るオンライン記録上の資格喪失日は、事実上則したものと認められない。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の資格喪失日について事実上則した記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の大規模な焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれにあるのかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件をみるに、申立人が申立期間中に継続勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主がその届出を行った後に焼失等した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等

の諸事情を総合して考慮すると、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は、終戦後まで勤務していた他の同僚の資格喪失日が昭和20年9月19日とされていることから、同日とすることが妥当であると判断する。

また、申立期間の標準報酬月額は、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成2年3月は20万円、5年7月及び同年9月は19万円、8年10月から11年1月までの期間、同年3月から同年10月までの期間及び同年12月から12年3月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から12年4月1日まで

私は、平成2年2月1日から12年4月1日までの期間、A社に勤務し、当該期間において厚生年金保険被保険者であったが、同社を退職する1、2年ほど前に、事業主が厚生年金保険料の被保険者負担分だけでなく事業主負担分も給料から控除していたことに気付いた。当時は、立場もあつたので、事業主に言えなかったが、実際に支給されていた給料の金額が、社会保険事務所（当時）の記録と相違していることは給料明細書からも明らかなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された平成2年2月から12年3月までの分の給料明細書によると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも、おおむね高額であることが確認できる上、当該給料明細書上の厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、若干の違いはあるものの、オンライン記録の標準報酬月額の倍額であることから、事業主は、申立人の給与から事業主負担分も含め保険料の全額を控除していたものと考えられる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人は、当社専属の外注の瓦葺き職人であり、当社は、創業時から瓦葺き職人はすべて請負制の個人事業主として取り扱っており、工事の出来高に応じて外注工賃を支払っていた。また、

保険料控除について、本来、申立人は、社会保険に加入できない立場であったが、社会保険への加入を希望したため、他の^{かわらぶ}瓦葺き職人と同様に、申立人が事業主負担分を含む保険料の全額を負担すること、及び申立人自身が社会保険事務所に届け出る報酬月額を決定することを条件に、社会保険への加入手続を行い、申立人が施工した^{かわらぶ}瓦葺き工事等に対して支払う工賃から、事業主負担分を含めて保険料を控除していた。」と供述している。

また、A社で厚生年金保険に加入し、申立人と同様、^{かわらぶ}瓦葺き職人であった者は、「同社から^{かわらぶ}瓦葺き工事の仕事を請けて、保険料が控除された工賃をもらっていた。同社の社員ではなかったが、社会保険に加入することを希望し、保険料については、私が事業主負担分を含む保険料の全額を負担することに同意し、社会保険事務所に届け出る報酬月額も自分自身で決めたとする。」と供述している上、同社の元事業主から提出された「出納簿」によると、同社は、当該^{かわらぶ}瓦葺き職人に係るオンライン記録上の標準報酬月額により算出される保険料の全額を「預り金」の名目で控除していたことが確認できる。

さらに、事業主から提出された平成2年5月分の工事明細には、「改定保険料（全額個人負担）40,860円」の記載が確認できる。当該保険料額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく事業主負担分を含む保険料額及び申立人から提出された同年5月分の給料明細書における社会保険料額と一致している上、事業主は、「当該工事明細は、給料明細書と同時に申立人に渡したものの控えである。」と供述している。

加えて、申立人は、当委員会が過去に審議したA社に係る申立てに関する調査において、「私と、私と同じ組に居た同僚は、事業主が厚生年金保険を掛けてくれなかったため、自分で厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて同意していたものと推認できることから、申立期間における被保険者負担分の厚生年金保険料額は、給与から控除されている厚生年金保険料額の2分の1の額であると認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の厚生年金保険料額の2分の1の額から、申立期間のうち、平成2年3月は20万円、5年7月及び同年9月は19万円、8年10月から11年1月までの期間、同年3月から同年10月までの期間及び同年12月から12年3月までの期間については、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、i) 平成2年2月、同年4月から5年6月までの期間、同年8月、同年10月から8年1月までの期間、同年3月から同年9月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、厚生年金保険料額の2分の1の額に基づく標準報酬月額を超えている、又は同額となっていることが認められること、ii) 8年2月、11年2月及び同年11月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額を超えている、又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あつせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りがあつた旨回答している上、給料明細書により確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、給料明細書で確認できる報酬月額又は保険料控除額に基づく報酬月額を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録については、当該期間のうち、平成8年10月、9年1月から同年5月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、10年1月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から同年10月までの期間及び11年3月から同年4月までの期間を20万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年2月1日から12年4月1日まで

私は、平成2年2月1日から12年4月1日までの期間、A社に勤務し、当該期間において厚生年金保険被保険者であったが、ねんきん定期便により、同社の事業主が、厚生年金保険料の被保険者負担分だけでなく事業主負担分も給料から控除していたことに気付いた。実際に支給されていた給料の金額が、社会保険事務所（当時）の記録と相違していることは給料明細書からも明らかなので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料明細書は、一部を除き、支給された年を示す記載が無いため、正確に対象年月を特定することはできないものの、申立人と同様にA社での厚生年金保険被保険者記録における標準報酬月額の相違について、当委員会に記録の訂正を申し立てている同僚から提出された給料明細書の健康保険料額及び厚生年金保険料額の記載を基に、申立人の給料明細書の対象年月を推測すると、報酬月額に基づく標準報酬月額が、オンライン記録の標準報酬月額よりも、おおむね高額であることが確認できる上、当該給料明細書上の厚生年金保険料額に基づく標準報酬月額は、若干の違いはあるものの、オンライン記録の標準報酬月額の倍額であることから、事業主は、

申立人の給与から事業主負担分も含め保険料の全額を控除していたものと考えられる。

しかしながら、A社の元事業主は、「申立人は、当社専属の外注の^{かわらぶ}瓦葺き職人であり、当社は、創業時から^{かわらぶ}瓦葺き職人はすべて請負制の個人事業主として取り扱っており、工事の出来高に応じて外注工賃を支払っていた。また、保険料控除について、本来、申立人は、社会保険に加入できない立場であったが、社会保険への加入を希望したため、他の^{かわらぶ}瓦葺き職人と同様に、申立人が事業主負担分を含む保険料の全額を負担すること、及び申立人自身が社会保険事務所に届け出る報酬月額を決定することを条件に、社会保険への加入手続きを行い、申立人が施工した^{かわらぶ}瓦葺き工事等に対して支払う工賃から、事業主負担分を含めて保険料を控除していた。」と供述している。

また、A社で厚生年金保険に加入し、申立人と同様、^{かわらぶ}瓦葺き職人であった者は、「同社から^{かわらぶ}瓦葺き工事の仕事を請けて、保険料が控除された工賃をもらっていた。同社の社員ではなかったが、社会保険に加入することを希望し、保険料については、私が事業主負担分を含む保険料の全額を負担することに同意し、社会保険事務所に届け出る報酬月額も自分自身で決めたとする。」と供述している上、同社の元事業主から提出された「出納簿」によると、同社は、当該^{かわらぶ}瓦葺き職人に係るオンライン記録上の標準報酬月額により算出される保険料の全額を「預り金」の名目で控除していたことが確認できる。

さらに、事業主から提出された平成2年5月分の工事明細には、「改定保険料（全額個人負担）40,860円」の記載が確認できるところ、当該保険料額は、申立人に係るオンライン記録の標準報酬月額に基づく事業主負担分を含む保険料額及び前述の記録の訂正を申し立てている同僚から提出された同年5月分の給料明細書における社会保険料額と一致している上、事業主は、「当該工事明細は、給料明細書と同時に申立人に渡したものの控えである。」と供述している。

加えて、前述の記録の訂正を申し立てている同僚は、当委員会が、過去に審議したA社に係る申立てに関する調査において、「私と（本事案の）申立人は、事業主が厚生年金保険を掛けてくれなかったため、自分で厚生年金保険に加入していた。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、厚生年金保険料の事業主負担分を申立人の給与から控除することについて同意していたものと推認できることから、申立期間における被保険者負担分の厚生年金保険料額は、給与から控除されている厚生年金保険料額の2分の1の額であると認められる。

ところで、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることか

ら、これらの標準報酬月額のうち、いずれか低い方の額を認定することとなる。したがって、申立人の標準報酬月額については、申立人から提出された給料明細書の厚生年金保険料額の2分の1の額から、申立期間のうち、平成8年10月、9年1月から同年5月までの期間、同年9月から同年11月までの期間、10年1月、同年3月、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から同年10月までの期間及び11年3月から同年4月までの期間については、20万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、i)平成2年2月から5年9月までの期間、同年11月から6年1月までの期間、同年3月から7年2月までの期間、同年7月から同年9月までの期間、同年12月から8年8月までの期間、同年11月から同年12月までの期間、9年12月、10年4月、同年8月、同年12月から11年2月までの期間、同年5月から同年7月までの期間、同年9月から同年11月までの期間及び12年1月から同年3月までの期間については、申立人から対応する年月の給料明細書の提出が無い上、申立人の給与の報酬月額は、毎月大きく変動しているため、A社から支給された報酬月額及び給与から控除された保険料額が確認できないこと、ii)5年10月、6年2月、7年3月から同年6月までの期間、同年10月から同年11月までの期間、8年9月及び9年6月から同年8月までの期間については、オンライン記録上の標準報酬月額が、厚生年金保険料額の2分の1の額に基づく標準報酬月額を超えている、又は同額となっていることが認められること、iii)10年2月、同年11月、11年8月及び同年12月については、オンライン記録上の標準報酬月額が、申立人の報酬月額に基づく標準報酬月額を超えている、又は同額となっていると認められることから、特例法による保険給付の対象には当たらないため、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は誤りがあつた旨回答していることから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年6月まで

私が20歳に到達しても納付書が送付されなかったため、2年ぐらい遅れて祖父がA市役所に出向き、私の国民年金の加入手続きを行い、さかのぼって一括で納付してくれた。祖父から年金手帳を手渡された時に、領収印が押されていたのを覚えている。その後、第3号被保険者加入手続きを同市役所で行った際に年金手帳を確認してもらったが、きちんと手続きができているとの回答であった。しかし、最近、年金手帳を確認したら領収印が押されたページがなくなっていた。遅れて手続きを行ったため、初めて被保険者になった日や領収印はしっかりと確認した記憶があるので、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和50年2月ころ払い出されており、申立人から提出された国民年金手帳保管証兼国民年金印紙代金納付記録カードから、同年2月12日に49年4月から50年3月までの保険料を現年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間の保険料を過年度納付した事情は見当たらない。

また、市町村名簿から、昭和50年8月15日に申立期間直後の48年7月から49年3月までの保険料を過年度納付していることが確認でき、当該納付時点で、申立期間は時効により納付できなかったものと考えられ、申立期間のうち、48年1月から同年3月までの保険料は第2回特例納付が可能であったものの、当該特例納付が行われた形跡も見受けられないほか、別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人の保険料を納付したとする申立人の祖父

は既に死亡しており、保険料の納付状況が不明であるなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

香川国民年金 事案 370

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から同年12月まで

私は勤務していた会社を退職し、地元に戻って漁業関係のアルバイトをしていた昭和58年4月ごろにA町役場で国民健康保険の加入手続きを行い、その際に担当者に指導され、国民年金の加入手続きも同時に行い、同町役場の窓口で保険料を納めた記憶がある。国民健康保険料だけ納めて国民年金保険料を納めないのは不自然であるし、同町役場に親戚が勤務しており、小さな町で世間体もあるので、国民年金保険料を納めないことは考えられない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金手帳記号番号の払出しを受けた形跡は確認できず、国民年金の資格取得及び資格喪失の記録も無く、オンライン記録においても、申立期間は未加入期間とされていることから、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付することができなかったものと考えられる。

また、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立人は保険料納付に関して役場の窓口で納付した記憶があるだけで納付時期及び納付金額等の具体的な記憶も無いなど、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 12 月 2 日から 42 年 5 月 1 日まで
② 昭和 44 年 4 月 26 日から同年 6 月 26 日まで

ねんきん定期便の内容を確認したところ、私が記憶している勤務期間と相違していたので、申立てをした。

申立期間①は、A社を退職し、二日後にB社に入社した。申立期間②は、C社を辞めてすぐ、勤務経験のあるB社に再入社させてもらった。申立期間①及び②ともに、正社員として午前8時30分から午後5時まで勤務しており、給与から保険料も控除されていた記憶があるので、調査の上、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人と一緒にB社に入社したとする同僚は、「私は、A社を昭和41年11月末ごろに申立人と一緒に退職し、約5、6か月後にB社へ申立人と一緒に入社した。」と供述している上、同社において、41年8月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「申立人は、私が入社してから約1年後に入社してきた。」と供述している。

また、申立期間①当時のB社の社会保険事務担当者は、「正社員については、入社と同時にきちんと社会保険の加入手続をしていたので、厚生年金保険の被保険者期間が欠落するはずが無い。たとえ、アルバイト従業員であっても、正社員と同様の働き方をしていれば正社員と同様に社会保険に加入していた。」と供述している上、供述の得られた同僚5人全員は、「実際に勤務した期間と厚生年金保険の加入期間に関する記録は、相違していない。」旨供述していることから、同社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがえ、申立人についても、同様の取扱いがあったものと考えられる。

申立期間②について、前述の申立人と一緒にB社に入社したとする同僚は、「申立人が、ほかの会社へ短い期間転職したことは知っているが、いつB社に再入社したかについては、分からない。」と供述している上、別の複数の同僚も、「申立人が、いつ同社を辞め、いつ同社に再入社したかは、分からない。」と供述していることから、同社における申立人の勤務実態について、確認できない。

また、前述の社会保険事務担当者の供述から、B社では、入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いがあったことがうかがえることから、申立期間②についても、申立期間①と同様の取扱いがあったものと考えられる。

さらに、申立期間①及び②当時の事業主は既に死亡していることから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、供述を得ることができない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。